

平成31年度野田市予算書

一 般 会 計 予 算

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

用 地 取 得 特 別 会 計 予 算

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

一 般 会 計 予 算

平成31年度野田市一般会計予算

平成31年度野田市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,087,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 市税		23,010,808
	01 市民税	9,924,369
	02 固定資産税	10,633,543
	03 軽自動車税	365,073
	04 たばこ税	1,035,008
	05 都市計画税	1,052,815
02 地方譲与税		379,800
	01 地方揮発油譲与税	108,600
	02 自動車重量譲与税	271,200
03 利子割交付金		20,700
	01 利子割交付金	20,700
04 地方消費税交付金		2,718,400
	01 地方消費税交付金	2,718,400
05 配当割交付金		109,300
	01 配当割交付金	109,300
06 株式等譲渡所得割交付金		115,200
	01 株式等譲渡所得割交付金	115,200
07 ゴルフ場利用税交付金		167,900
	01 ゴルフ場利用税交付金	167,900
08 自動車取得税交付金		88,500
	01 自動車取得税交付金	88,500
09 環境性能割交付金		32,800
	01 環境性能割交付金	32,800
10 地方特例交付金		318,686
	01 地方特例交付金	152,442
	02 子ども・子育て支援臨時交付金	166,244
11 地方交付税		3,496,065

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 地方交付税	3,496,065
12 交通安全対策特別交付金		15,916
	01 交通安全対策特別交付金	15,916
13 分担金及び負担金		497,600
	01 負担金	497,600
14 使用料及び手数料		1,124,849
	01 使用料	671,083
	02 手数料	453,766
15 国庫支出金		7,230,493
	01 国庫負担金	6,024,811
	02 国庫補助金	1,170,687
	03 委託金	34,995
16 県支出金		3,361,138
	01 県負担金	1,994,722
	02 県補助金	1,022,359
	03 委託金	344,057
17 財産収入		11,604
	01 財産運用収入	11,093
	02 財産売却収入	511
18 寄附金		23,403
	01 寄附金	23,403
19 繰入金		469,678
	01 基金繰入金	469,678
20 繰越金		500,000
	01 繰越金	500,000
21 諸収入		1,418,060
	01 延滞金加算金及び過料	30,002

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		393,631
	01 議会費	393,631
02 総務費		4,399,315
	01 総務管理費	3,126,042
	02 徴税費	612,749
	03 戸籍住民基本台帳費	447,420
	04 選挙費	134,832
	05 統計調査費	39,580
	06 監査委員費	38,692
03 民生費		20,625,309
	01 社会福祉費	4,762,122
	02 老人福祉費	3,851,121
	03 児童福祉費	9,019,063
	04 生活保護費	2,993,003
	80 災害救助費	
04 衛生費		3,880,755
	01 保健衛生費	1,800,358
	02 清掃費	2,073,300
	03 上水道費	7,097
05 労働費		75,565
	01 労働諸費	75,565
06 農林水産業費		878,312
	01 農業費	877,300
	02 林業費	1,012
07 商工費		344,557
	01 商工費	344,557
08 土木費		5,438,512

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 土木管理費	200,772
	02 道路橋りょう費	1,297,242
	03 河川費	104,807
	04 都市計画費	3,723,317
	05 住宅費	112,374
09 消防費		1,893,395
	01 消防費	1,893,395
10 教育費		5,747,944
	01 教育総務費	945,935
	02 小学校費	929,220
	03 中学校費	422,846
	04 幼稚園費	585,871
	05 社会教育費	1,034,850
	06 保健体育費	1,829,222
11 災害復旧費		2
	01 公共土木施設災害復旧費	1
	02 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		4,909,184
	01 公債費	4,909,184
13 諸支出金		320,401
	01 基金費	320,400
	02 用地取得事業費	1
14 予備費		180,118
	01 予備費	180,118
歳 出 合 計		49,087,000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
07 商工費	01 商工費	道の駅基本計画等 作成支援業務委託	13,132	平成31年度	3,122
				平成32年度	3,157
				平成33年度	6,853
10 教育費	05 社会教育費	文化センター空調 設備改修工事 監理業務委託	12,960	平成31年度	1,771
				平成32年度	11,189
		文化センター空調 設備改修工事	223,146	平成31年度	30,530
				平成32年度	192,616

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項		期 間	限 度 額
コミュニティバス車両借上料		平成31年度から平成38年度まで	108,000千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
バスロケーションシステム使用料		平成32年度から平成35年度まで	3,312千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田地域一般廃棄物収集委託料（桜の里方面）		平成31年度から平成36年度まで	79,139千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
中小企業融資資金利子補給金		平成32年度から平成38年度まで	未償還額について、最高年3%以内の割合で算出した金額
開業育成資金等利子補給金		平成32年度から平成38年度まで	未償還額について、最高年1.5%以内の割合で算出した金額
北部小学校第二仮設校舎借上料		平成32年度から平成34年度まで	10,800千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
野田市土地開発公社に対する債務保証		平成31年度から平成45年度まで	野田市土地開発公社が、金融機関から事業資金を借り入れたものに対する債務保証
内 訳	公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条に基づく用地取得事業	平成31年度から平成45年度まで	500,000
	代替取得分	平成31年度から平成45年度まで	50,000
生産緑地地区買取り事業		平成31年度から平成45年度まで	事業費50,000千円及びこの事業費に対する利子の合計額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
議 会 施 設 整 備 事 業 債	千円 12,400	証書貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
電 気 自 動 車 導 入 事 業 債	3,900	同 上	同 上	同 上
七 光 台 会 館 施 設 整 備 事 業 債	2,900	同 上	同 上	同 上
老 人 福 祉 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	7,300	同 上	同 上	同 上
保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	129,600	同 上	同 上	同 上
児 童 館 施 設 整 備 事 業 債	4,000	同 上	同 上	同 上
公 衆 ト イ レ 整 備 事 業 債	19,700	同 上	同 上	同 上
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	57,800	同 上	同 上	同 上
北千葉広域水道企業団出資債	5,100	同 上	同 上	同 上
排 水 機 場 施 設 整 備 事 業 債	32,700	同 上	同 上	同 上
木野崎農業構造改善センター 施 設 整 備 事 業 債	19,800	同 上	同 上	同 上
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	114,200	同 上	同 上	同 上
排 水 路 改 良 事 業 債	56,300	同 上	同 上	同 上
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 債	13,100	同 上	同 上	同 上
道 路 改 良 事 業 債	8,800	同 上	同 上	同 上
道 路 舗 装 事 業 債	141,500	同 上	同 上	同 上
冠 水 対 策 事 業 債	10,800	同 上	同 上	同 上
橋 梁 長 寿 命 化 修 繕 事 業 債	20,200	同 上	同 上	同 上
利根運河人道橋修繕事業債	11,100	同 上	同 上	同 上
清水公園駅前線修繕事業債	3,600	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
歩 道 橋 修 繕 事 業 債	千円 1,600	証書貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
準 用 河 川 改 修 事 業 債	36,000	同 上	同 上	同 上
連 続 立 体 交 差 事 業 債	19,200	同 上	同 上	同 上
野田市駅西土地地区画整理事業債	163,800	同 上	同 上	同 上
清 水 上 花 輪 線 整 備 事 業 債	15,300	同 上	同 上	同 上
市 営 住 宅 改 修 事 業 債	48,100	同 上	同 上	同 上
消 防 施 設 整 備 事 業 債	79,900	同 上	同 上	同 上
移動教室用自動車整備事業債	27,400	同 上	同 上	同 上
小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	144,200	同 上	同 上	同 上
中 学 校 施 設 整 備 事 業 債	6,300	同 上	同 上	同 上
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業 債	4,400	同 上	同 上	同 上
文化センター施設整備事業債	29,800	同 上	同 上	同 上
公 民 館 施 設 整 備 事 業 債	5,700	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	1,946,500	同 上	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	同 上
合 併 特 例 事 業 債	773,100	同 上	5.0%以内	同 上
合 計	3,976,100			

国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度野田市国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度野田市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8, 3 0 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険料		3,211,813
	01 国民健康保険料	3,211,813
02 国民健康保険税		252,388
	01 国民健康保険税	252,388
03 一部負担金		4
	01 一部負担金	4
04 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
05 国庫支出金		762
	01 国庫補助金	762
06 県支出金		12,832,367
	01 県補助金	12,832,366
	02 財政安定化基金支出金	1
07 財産収入		250
	01 財産運用収入	250
08 繰入金		1,958,361
	01 他会計繰入金	1,011,261
	02 基金繰入金	947,100
09 繰越金		14,911
	01 繰越金	14,911
10 諸収入		33,143
	01 延滞金加算金及び過料	20,603
	02 預金利子	16
	03 雑入	12,524
歳 入 合 計		18,304,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		178,392
	01 総務管理費	159,798
	02 徴収費	18,159
	03 運営協議会費	435
02 保険給付費		12,622,769
	01 療養諸費	11,000,258
	02 高額療養費	1,555,433
	03 移送費	450
	04 出産育児諸費	54,628
	05 葬祭諸費	12,000
03 国民健康保険事業費納付金		5,080,676
	01 医療給付費分	3,493,798
	02 後期高齢者支援金等分	1,227,636
	03 介護納付金分	359,242
04 共同事業拠出金		5
	01 共同事業拠出金	5
05 財政安定化事業拠出金		1
	01 財政安定化基金拠出金	1
06 保健事業費		200,711
	01 保健事業費	74,401
	02 特定健康診査等事業費	126,310
07 基金積立金		250
	01 基金積立金	250
08 諸支出金		56,145
	01 償還金及び還付加算金	56,145
09 予備費		165,051
	01 予備費	165,051
歳 出 合 計		18,304,000

下水道事業特別会計予算

平成 31 年度野田市下水道事業特別会計予算

平成 31 年度野田市の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 582, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

(単位 千円)

[illegible]

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水 洗 便 所 等 改 造 資 金 融 資 あ っ せ ん 利 子 補 給 金	平 成 32 年 度 か ら 平 成 35 年 度 ま で	65

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 債	千円 663,200	証書貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
合 計	663,200			

用地取得特別会計予算

議案第 25 号

平成 3 1 年度野田市用地取得特別会計予算

平成 3 1 年度野田市の用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

(単位 千円)

[illegible]

介護保険特別会計予算

平成31年度野田市介護保険特別会計予算

平成31年度野田市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,046,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 保険料		3,000,727
	01 介護保険料	3,000,727
02 分担金及び負担金		11,202
	01 負担金	11,202
03 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
04 国庫支出金		2,197,022
	01 国庫負担金	1,985,540
	02 国庫補助金	211,482
05 支払基金交付金		3,113,838
	01 支払基金交付金	3,113,838
06 県支出金		1,728,098
	01 県負担金	1,647,201
	02 県補助金	80,897
07 財産収入		61
	01 財産運用収入	61
08 繰入金		1,992,774
	01 一般会計繰入金	1,789,530
	02 基金繰入金	203,244
09 繰越金		1,404
	01 繰越金	1,404
10 諸収入		873
	01 延滞金加算金及び過料	593
	02 預金利子	5
	03 雑入	275
歳 入 合 計		12,046,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		289,158
	01 総務管理費	171,462
	02 徴収費	8,080
	03 介護認定審査会費	103,502
	04 趣旨普及費	5,291
	05 計画推進等委員会費	823
02 保険給付費		11,177,666
	01 介護サービス等諸費	10,188,715
	02 介護予防サービス等諸費	253,557
	03 その他諸費	8,519
	04 高額介護サービス等費	246,069
	05 高額医療合算介護サービス等費	37,755
	06 特定入所者介護サービス等費	443,051
03 地域支援事業費		556,139
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	310,903
	02 一般介護予防事業費	42,999
	03 包括的支援事業・任意事業費	201,073
	04 その他諸費	1,164
04 基金積立金		62
	01 基金積立金	62
05 公債費		313
	01 公債費	313
06 諸支出金		2,588
	01 償還金及び還付加算金	2,588
07 予備費		20,074
	01 予備費	20,074
歳 出 合 計		12,046,000

次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

平成31年度野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算

平成31年度野田市の次木親野井特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成31年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

款	項	金　額
01 繰入金		106,570
	01 他会計繰入金	106,570
02 諸収入		1,430
	01 雑入	1,332
	02 延滞金加算金及び過料	98
	80 市預金利子	
80 繰越金		
	80 繰越金	
歳　入　合　計		108,000

後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度野田市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 7 7 4, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位 千円)

[illegible]

(単位 千円)

歲	出	合	計	1,774,000
---	---	---	---	-----------